

新潟県立大学 FD 委員会規程

(平成 21 年 4 月 1 日規程第 33 号)

改正 令和 2 年 2 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県立大学学則第 3 条第 3 項及び自己点検・評価委員会規程第 8 条第 2 項の規定に基づいて設ける新潟県立大学 FD (ファカルティ・ディベロップメント) 委員会 (以下「委員会」という。) の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) FD 推進のための企画及び実施に関する事項
- (2) FD に関する報告書等の作成に関する事項
- (3) その他委員会設置目的の達成に必要な事項

(構成)

第 3 条 委員会は、各学部から選出された教員それぞれ 2 人以内、学長の指名による教員及び事務局職員をもって構成する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、自己点検・評価委員長が指名する。

(委員長の職務)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、審議の経過及び結果について、自己点検・評価委員会に報告しなければならない。

(定足数及び議決の方法)

第 6 条 委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(任期)

第 8 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事録)

第 9 条 委員会の議事については、議事録を作成し、審議経過の概要及び議決事項を記載しなければならない。

(事務)

第 10 条 委員会に関する事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。